

平成 20 年 11 月 12 日

各 位

東京都杉並区西荻北二丁目 1 番 11 号
株式会社三栄建築設計
代表取締役社長 小 池 信 三
(コード番号:3228 名証セントレックス)
問合せ先: 取締役管理部長 吉川 和男
電話番号: 03 - 3395 - 3591

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 11 月 12 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」に関し、平成 20 年 11 月 27 日開催予定の第 15 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るために、現行定款第 2 条の事業目的のうち、「3. 投資顧問業並びに貸金業」の削除を行うものであります。
- (2) 資金調達を柔軟かつ機動的に行うための選択肢の一つとして、優先株式の発行による資金調達を可能とすべく、第 2 章の 2 (優先株式) 及び第 3 章の 2 (種類株主総会) の規定を新設するものであります。なお、それに伴い、現行定款第 5 条 (発行可能株式総数) も所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 20 年 11 月 27 日 (木曜日)
定款変更の効力発生日	平成 20 年 11 月 27 日 (木曜日)

以 上

【別紙】

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案				
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p>				
<p>第 1 条 (商号) (条文省略)</p>	<p>第 1 条 (商号) (現行どおり)</p>				
<p>第 2 条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不動産の売買・賃貸及びその仲介並びに所有・管理及び利用 2. 住宅建築に関する設計及び施工 <u>3. 投資顧問業並びに貸金業</u> <u>4. 建築資材・日用品雑貨・インテリア用品の輸入及び販売</u> <u>5. 損害保険代理業</u> <u>6. 前各号に附帯する一切の事業</u> 	<p>第 2 条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不動産の売買・賃貸及びその仲介並びに所有・管理及び利用 2. 住宅建築に関する設計及び施工 削除 <u>3. 建築資材・日用品雑貨・インテリア用品の輸入及び販売</u> <u>4. 損害保険代理業</u> <u>5. 前各号に附帯する一切の事業</u> 				
<p>第 3 条～第 4 条 (条文省略)</p>	<p>第 3 条～第 4 条 (現行どおり)</p>				
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>				
<p>第 5 条 (発行可能株式総数) <u>当社の発行可能株式総数は、80,000株とする。</u></p>	<p>第 5 条 (発行可能株式総数) <u>当社が発行することのできる株式の総数は、80,000株とし、当社が発行することができる各種の株式の総数は、次のとおりとする。</u></p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 80%;">普通株式</td> <td style="text-align: right;">74,000株</td> </tr> <tr> <td>第 1 種優先株式</td> <td style="text-align: right;">6,000株</td> </tr> </table>	普通株式	74,000株	第 1 種優先株式	6,000株
普通株式	74,000株				
第 1 種優先株式	6,000株				
<p>第 6 条～第 10 条 (条文省略)</p>	<p>第 6 条～第 10 条 (現行どおり)</p>				
<p style="text-align: center;">新設</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章の 2 優 先 株 式</p>				
<p style="text-align: center;">新設</p>	<p>第 11 条 (優先配当金)</p>				
<p style="text-align: center;">新設</p>	<p><u>当社は、毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された第 1 種優先株式を有する株主(以下、「第 1 種優先株主」という。)に対し、普通株を有する株主(以下、「普通株主」という。)に先立ち、第 1 種優先株式 1 株につきその払込金額(200,000円を上限とする。)に、発行に先立って取締役会の決議によって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は年 10% を上限とする。</u></p> <p><u>(2) 当社は、第 1 種優先株主に対して支払う剰余金の配当の額が優先配当の額に達しないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積しない。</u></p>				

現 行 定 款	変 更 案
新設	<p>(3) <u>第1種優先株主に対しては、優先配当の配当額を超えて配当は行わない。ただし、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</u></p>
新設	<p><u>第12条（残余財産の分配）</u> <u>当社は、残余財産を分配するときは、第1種優先株主に対して、普通株主に先立ち、第1種優先株式1株につき200,000円を支払う。</u></p>
新設	<p>(2) <u>第1種優先株主に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。</u></p>
新設	<p><u>第13条（議決権）</u> <u>第1種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、第1種優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときより優先配当金を受ける旨の決議があるときまでは議決権を有する。</u></p>
新設	<p><u>第14条（取得条項）</u> <u>当社は、平成25年9月1日以降の日で、第1種優先株式の発行後に取締役会の決議で定める日（以下、「取得日」という。）をもって、第1種優先株式1株につき200,000円に、優先配当金の額を取得する事業年度の初日（同日含む。）から取得日の前日（同日含む。）までの日数で日割り計算した額（円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。）を加算した額の金銭の交付と引換えに、第1種優先株式の全部又は一部を取得することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
新設	(2) 一部取得するときは、按分比例の方法又は抽選により行う。
新設	第15条 (譲渡制限) 譲渡による第1種優先株式の取得については、当会社の取締役会の承認を要するものとする。
新設	第16条 (株式の併合又は分割、募集株式の割当を受ける権利及び新株予約権等) 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、第1種優先株式の分割又は株式の併合を行わない。
新設	(2) 当会社は、第1種優先株主に対し、募集株式の割当を受ける権利又は募集新株予約権の割当を受ける権利を与えない。
新設	(3) 当会社は、第1種優先株主に対し、株式無償割当又は新株予約権の無償割当は行わない。
新設	第17条 (除斥期間) 本定款第58条の規定は、優先配当金の支払について準用する。
第3章 株主総会 第11条～第16条 (条文省略)	第3章 株主総会 第18条～第23条 (現行どおり)
新設	第3章の2 種類株主総会
新設	第24条 (種類株主総会) 本定款第19条、第20条及び第21条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。
新設	(2) 本定款第18条の規定は、定時株主総会と同時に開催される種類株主総会にこれを準用する。
新設	第25条 (種類株主総会の決議方法) 種類株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
新設 第4章 取締役及び取締役会 第17条～第29条 (条文省略)	(2) 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 第4章 取締役及び取締役会 第26条～第38条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 5 章 監査役及び監査役会 第<u>30</u>条～第<u>40</u>条 (条文省略) 第 6 章 会計監査人 第<u>41</u>条～第<u>45</u>条 (条文省略) 第 7 章 計 算 第<u>46</u>条～第<u>49</u>条 (条文省略)</p>	<p>第 5 章 監査役及び監査役会 第<u>39</u>条～第<u>49</u>条 (現行どおり) 第 6 章 会計監査人 第<u>50</u>条～第<u>54</u>条 (現行どおり) 第 7 章 計 算 第<u>55</u>条～第<u>58</u>条 (現行どおり)</p>

以 上